

大分県報

令和二年
号外（一〇九）
十二月二十七日

（日曜日）

目次

告示

家畜等の移動の禁止又は制限の変更……………一

告示

大分県告示第七百四十六号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、家畜等の移動の禁止又は制限（令和二年大分県告示第七百三十三号）を次のとおり変更する。

令和二年十二月二十七日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 移動禁止する家畜等の種類

鶏、あひる、うずら、七面鳥、きじ、ほろほろ鳥及びだちちょうの家きん並びにそれらの死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれのある物品

二 移動禁止区域

佐伯市宇目大字小野市、宇目大字重岡、宇目大字千束及び宇目大字南田原

三 期間

当分の間